

1 はじめに

(1) 策定の目的

これまで、鉏路市では、限られた資源を社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資する「都市経営」の視点に基づき、「財政健全化推進プラン」「市役所改革プラン」「政策プラン」の3つからなる「鉏路市都市経営戦略プラン」を策定し様々な取り組みを行ってまいりました。これらの取り組みによって財政健全化が進みまちづくりの基盤が築かれつつあります。

さらに、将来に希望の持てるまちの姿を見据え、特に「わかもの」「女性」が未来に希望を持ち、安心して住み続けられるまちづくりを行うために「鉏路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところです。

今、生産都市として築かれてきた高い技術力や人材、先人から受け継いだ文化、豊かな自然環境など鉏路らしい強みを生かしていくことを決意し、さらなる発展のために、地域が一体となって目指すべきまちの姿を共有しながら主体的にまちづくりを進めていくことを理念として制定された鉏路市まちづくり基本条例のもとで、「都市経営」の視点による新たなまちづくりの指針として「鉏路市まちづくり基本構想」を策定します。

(2) 鉏路市まちづくり基本構想の位置付け

これまで市町村においては、地方自治法の規定により「基本構想」の策定が義務付けられていましたが、2011(平成23)年の同法の改正に伴い、この義務付けが廃止され、「基本構想」の策定については、各市町村の判断に委ねられることとなりました。本市は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるために、中長期の視点を持った計画の策定は不可欠であると考え、鉏路市まちづくり基本条例第23条の規定に基づき、鉏路市まちづくり基本構想を策定します。

① 地域と共有するまちづくりの指針

地域がさらなる発展を目指すためには、市民、団体、企業、行政などの様々な主体が、まちづくりの方向性を共有することが重要です。

市民委員会の開催やアンケート調査の実施により市民と協働して策定した鉏路市まちづくり基本構想を、地域が持つ知恵や力を結集させ、地域の発展へとつなげるための指針として位置付けます。

② 市が進めるまちづくりの指針

目指すべきまちづくりを着実に進めていくために、経済、福祉、都市整備、環境、教育などの分野別における個別計画や施策の最上位となる指針として位置付けます。

(3) 期間・推進方法

釧路市まちづくり基本構想では、計画期間を2018(平成30)年度から2027(平成39)年度までの10年間とします。また、目指すべきまちづくりの実現に向けて、中期実施計画(期間は毎年度ローリング方式による3年間)を策定し、具体的に推進・管理をしていきます。